

# 第 542 回広島地方最低賃金審議会

## 議事録

広島労働局  
広島地方最低賃金審議会

## 第 542 回広島地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和 4 年 8 月 1 日（月） 13:57～15:02

場所

広島合同庁舎 2 号館 6 階 7 号大会議室

出席者

【公益代表委員】

三井会長、岡田会長代理 井上委員、酒井委員（欠席）、村上委員

【労働者代表委員】

国友委員、佐崎委員（欠席）、角委員、橋本委員、山崎委員

【使用者代表委員】

池久保委員、巢守委員（欠席）、中野委員（欠席）、長谷川委員、藤井委員

【関係者】

武藤参考人、児玉参考人、門田参考人、神部参考人

中国経済産業局産業部中小企業課中井課長補佐、広島労働局雇用環境均等室  
塚越上席雇用環境改善・均等推進指導官

【事務局】

阿部広島労働局長、前田労働基準部長、石井賃金室長、毛利賃金室長補佐、  
坂本賃金指導官、山崎監察監督官、森川給付調査官、吉川労働基準監督官

議題

- (1) 広島県最低賃金専門部会の設置について
- (2) 広島県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について
- (3) 生活保護水準との乖離状況について
- (4) 令和 4 年度地域別最低賃金改定の目安について
- (5) その他

議事

○毛利賃金室長補佐

それでは、少し早いですが、皆様お揃いになりましたので、只今から第 542 回広島地方最低賃金審議会を開会致します。本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 4 名、労働者代表委員 5 名中 4 名、使用者代表委員 5 名中 3 名、計 11 名の委員に御出席を頂いております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の要件を満たしておりますので、本審議会は、有効に成立、開催されていることをご報告申し上げます。また、本審議会の公開につきまして、去る 7 月 11 日から 21 日までの間、公開の公示を致しましたところ、傍聴を希望される方が 11 名おられました。5 名の方が本

日の審議会を傍聴されていますので併せてご報告致します。傍聴される方々は、事前に御説明しております遵守事項に従って頂きますよう、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります前に阿部広島労働局長より御挨拶を申し上げます。

#### ○阿部広島労働局長

皆様、こんにちは。審議会開催にあたり、御挨拶申し上げます。委員の皆様方には日頃から労働行政の推進にあたりまして、多大なる御理解、御協力、御支援をいただいておりますこと、まずもってお礼申し上げます。また今日も猛暑日になりそうという予報があったところでございますが、本当に暑い中、コロナ禍の中で御出席いただきまして本当にありがとうございます。

さて、例年ならば、本日の開会は中央の目安が出ていて、目安をお伝えするという予定でございました。報道等でもお知りになられているとは思いますが、先週月曜日7月25日の目安小委員会から、労使双方の意見が上げることにはお互い理解できたようですけど、まとめ方について議論の隔たりがあったということ、昨年度が厳しい決め方というか、合意が出来ずに採決で公益委員見解をこの審議会で示すという形となり、一旦きちんとした形に戻そうという議論がされたのだと思います。去年は厳しい形で審議会に投げられ、委員の皆様方には大変御苦勞をいただいたので、中央の方でお互いにきちんと理由を整理したうえで地方に示そうとされたのだと思っております。丁寧な議論ということでやっているのだと思います。直近の情報では、今日15時から目安小委員会が開催されると聞いておりますので、審議経過を待ちたいと思っております。私共としても、中央の審議会で結論が出ましたら、委員の皆様方にも速やかにお知らせさせていただいて、審議会の議論がスムーズに進むように努力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。また、改正決定にかかる意見の申出、生活保護水準との乖離の状況、昨年度審議会から答申の時にも御指摘いただきました中小企業支援について、経産局の担当者の方と私共の担当を出席させていただいておりますので、説明させていただきたいと思っております。委員の皆様方には、暑い最中のことではございますが、集中的な議論をお願いすることになろうかと思っております。世の中の物価動向を見たり、非常に関心が高いところではございますので、大変大事な御審議になろうかと思っております。是非とも、広島の実情を踏まえた最低賃金額を纏めていただきますようお願い申し上げます。本日の私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

#### ○毛利賃金室長補佐

それでは、本日の配布資料について、御説明致します。ファイル資料ですが、本体資料と別冊資料1.2の3部に分けております。1部目は本体資料で資料No.1からNo.15までで構成されています。この中で中央の目安小委員会で使用されております資料といたしましては、No.3.4.7.11.13.14.15となります。別冊資料1には前回の本審から1か月近くが経過しておりますので、労働経済関係の最新版の資料をご用意いたしました。別冊資料2には、7月1日に公示して改正決定に係る意見を求めた結果、

提出された意見書等が綴られております。以上揃っておりますでしょうか。それでは、これより議事に入りますので、三井会長、以後の議事進行をよろしくお願い致します。

○三井会長

はい、わかりました。それでは、これより議事を始めたいと思います。まず、議事(1)でございますが、「広島県最低賃金専門部会の設置」についてでございます。事務局より説明をお願い致します。

○毛利賃金室長補佐

はい、第541回広島地方最低賃金審議会における改定決定の諮問を受けまして、令和4年7月1日付けで専門部会委員の推薦公示を行ないましたところ、労働者代表委員については6名、使用者代表委員は3名の候補者の推薦がありました。これら候補者の中から、資料No.2 広島県最低賃金専門部会委員名簿のとおり、7月20日付けで任命させて頂いておりますので、ご報告致します。

○三井会長

はい。ありがとうございました。只今の「広島県最低賃金専門部会の設置について」の事務局からの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にないということでしたので、広島県最低賃金専門部会の設置が報告されましたので、専門部会での慎重な調査審議をお願いしたいと思います。

次に議事(2)でございますが、「広島県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について」ということで、事務局から御説明をお願い致します。

○石井賃金室長

はい、それでは関係労使からの意見の申出について御説明致します。最低賃金法第25条第5項に基づきまして、令和4年7月1日付けで関係労使の意見聴取に関する公示を行いました。そして、団体・個人を含めて最低賃金の改正に関する意見書等13の意見の提出がありましたので、ご報告いたします。時間の都合もありますので、申出者と意見書の表題のみ申し上げて御紹介させていただきます。資料で別冊2の方を御覧ください。一覧表をつけておりますが、読み上げさせていただきます。

①全国労働組合総連合中国ブロック協議会と広島県労働組合総連合 議長 神部泰様 連名で「最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請」②広島県労働組合連絡協議会 議長 池上文夫様「最低賃金法25条第5項にもとづき2022年度の最低賃金決定に関する調査審議に関して意見を述べます。」③広島県医療労働組合連合会 執行委員長 濱喜代子様「最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書」④広島弁護士会 会長 久笠信雄様「最低賃金の引上げを求める会長声明」⑤広島市教職員組合(全教) 三宅敏明様「広島県最低賃金改正決定審議にむけた意見書」⑥広島県労働組合総連合 事務局長 門田勇人様「広島県最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度の導入、及び審議会の運営についての意見」⑦社会福祉法人庄原市

社会福祉協議会 職員代表者 菅原尚也様「令和4年広島地方最低賃金改正決定に関する意見書」⑧広島市留守家庭子ども会指導員労働組合 執行委員 大内理枝様「広島地方最低賃金審議会における意見書」⑨郵政産業労働者ユニオン中国地方本部 広島県協議会 事務局長 上関英穂様「広島県最低賃金の改定決定に係る意見書」⑩郵政産業労働者ユニオン広島支部 支部長 増田正文様「広島県最低賃金の改定決定審議にむけた意見書」⑪全労連・全国一般、広島合同労働組合 生協ひろしまパート支部書記長 田頭奈美江様「広島県最低賃金引上げに向けた意見書」⑫全広島教職員組合 神部 泰様 「広島県最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度の導入、及び審議会の運営についての意見」⑬広島中央保健生協労働組合 執行委員長 本村サツキ様「最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」が提出されております。

これらの取扱いについては、会長ともご相談させていただき、意見書・声明文についてはその写しを各委員に配布することについての了解をいただいておりますので、そのような取り扱いをさせていただいているところでございます。

また、「広島県最低賃金を自給 1500 円以上に引き上げ、地域間格差を解消し、中小企業支援の拡充を求める要請書」として関係労働者 1297 筆の署名が提出され、こちらの会場に閲覧できるようにしてありますのでご案内します。請願の趣旨につきましては、意見書・声明文の後ろに様式を参考までにおつけてしております。

さらに、本日は、ユニオンたんぼぼ 武藤小夜子様、ユニオンたんぼぼ 児玉繁信様、広島県労働組合総連合 事務局長 門田勇人様、全広島教職員組合 神部 泰様の4名の方から、意見陳述の申し入れをいただいております。意見陳述の申し入れについてはどのように対処させていただくのがよろしいでしょうか。

#### ○三井会長

はい、関係労働者から本審議会に対しまして、意見陳述の申し入れがあったのであれば、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づいて御意見をお聞きしたいと思います。意見陳述につきましては、各自 5 分以内でお願いいたします。

#### ○武藤参考人

こんにちは。御苦勞様です。私は只今ご紹介いただきましたユニオンたんぼぼの武藤小夜子と申します。今日このような機会を設けていただきまして、ありがとうございます。私は、やはり女性であるということで、意見を述べさせていただきたいと思うのですが、皆様よくご存じだと思うのですが、現在の広島県の最低賃金は 899 円で、1 日 8 時間 1 週 5 日間働いて、月収はおおよそ 15 万 6 千円ちょっとですか、年収にして 187 万ということで、ワーキングプアと呼ばれる 200 万円を下回っています。今労働者の中で、正規・非正規とありますが、非正規の割合は大体 5 人に 2 人とと言われて、その中でも非正規の中でも 7 割くらいが女性労働者で占められています。その女性労働者が 2 年くらい前に始まりましたコロナ禍のせいで、女性労働者は本当に減収になったり、或いはそれだけではなく職を失ったりする状況も起こっています。このことは、女性だけでなく、男性もそうなのですが、その中で世界的にも物価高がすごく押し寄せてきていて、特に女性労働者ひとり親世帯には、非常に影響が直撃して

波が押し寄せてきているのではないかと考えています。そんな中で、私達、子供達、女性達或いは男性にもしわ寄せがきているのではないかと考えますが、住みづらい社会の中で、どうやって光を見出していくのかということを実際に考えざるを得ません。皆さんも報道などでご存じだと思うのですが、自分の子供に3食食べさせるために親は1食減らしたり、量を減らしたり、そういう生活を強いられています。こんな社会だったら、子供達にも女性にもこれから先に所帯を築き子供を産んで育てる希望すらも見えないのではないかと心配しています。もう一つに日本の最低賃金は国際的にみても非常に低いと言われていますが、私の知る限りでは、フランス、ドイツ、イギリスでは最低賃金が1500円付近の数字が出ています。世界的な物価の上昇の中で、各国というのは賃金の改定をいっぱい受けていると言いたい。日本の最低賃金は本当に低いと言いたい。特に今年度は物価高も考慮に入れて、大幅な賃上げをしていただきたいと切に思っています。私たちは一律どこでも1500円の最低賃金を目指していきませんが、今年には本当に思いとしては時給1000円以上の賃金を提供していただくよう切にお願いいたします。これが私の要望です。よろしくお願いいたします。

#### ○児玉参考人

ユニオンたんぼぼの児玉と申します。この20年から30年、日本の賃金が上がっていない、要するに労働生産性も上がっていない、かつては先進国の中で労働生産性も高く経済的な発展を謳歌した日本が先進国でも一番下の方になりつつある、特に賃金がここ20年上がっていない。アメリカやイギリスでは40%くらい賃金が上がっているのに、日本はほとんど上がっていない。そのことは総じて労働生産性が上がっていないということ、ほぼ平行した結果となっております。これまで、この20年言われてきたのは、労働生産性が上がれば賃金を上げるということだったのですが、それでやろうということだったのですが、結果はどうだったかというと、ずっと低賃金で単純労働、女性の人をパートとして雇い、中高年或いは今では外国人労働者を導入していますが、低賃金で、不安定雇用で、長時間労働を旧態然たる労働者層を増やして対応してきたことが実情ではないかと考えております。ですから、労働生産性を上げるには各国の実情を見てもまず賃金を上げて、そして各企業さんに受動化とか省力化とか或いは機械化とか進めていただいて、同時に労働生産性を上げていただくような努力を急速に長期的にやっつけていかなきゃいけないという状況に置かれていると私は思っております。ですから、まず最低賃金を上げていって同時に生産性を上げていく方向に切り変えていただきたい。そうしなければ、今年だけでなく来年再来年以降長期的に日本経済が更に発展していく展望を得ることができないのではないかと考えております。私は労働者の立場ですけど、長期的なことを考えていただいて、最賃をまず上げていただきたいと考えております。以上です。

#### ○門田参考人

はい、よろしくお願いいたします。広島県労連の門田と申します。資料としては6番目になります。私は2つのことについてお話をしたいのですが、まず今日配られている生活保護との乖離と業務改善助成金についてです。生活保護との比較の資料が15

ページにございます。最低賃金が生活保護よりも高いという資料になりますが、県労連でもずっと調査していますが、例えばこちらに記載されている最低賃金の労働時間 173.8 時間と総務省が毎勤統計を使用し計算している労働時間 155 時間が異なり、173.8 時間で計算したら当然最低賃金が高くなっているのがわかります。155 時間で計算すれば、最低賃金は低くなるのです。そして、加重平均はいろいろ論批あるところですが、加重平均でなくて広島市の生活保護はどうなのかとそういうことを比較すると 1100 円となり、私たちは以前から主張しており、そういった資料の出し方をお願いしたいところです。続いて 52 ページに業務改善助成金がありますが、これについては広島労働局の御尽力で中小企業の活用が増えているのですが、労働局へ意見は申し上げておりますが、例えば今年 899 円から 30 円上げて 929 円ですが、この制度を 899 円の現在の中小企業の経営者が利用するなら、9 月 30 日までに申請しないとだめなのです。10 月 1 日になったら更に 30 円上がるから更に 30 円上げないといけない。これについては中央の最賃審にも意見を言っておりますが、周知徹底して欲しいところです。私は 10 月 1 日になっても遑って支給するのが大切なことなのだと思います。ですから制度を決めても、それが本当に経営者にとって良いものなのかどうか考えないといけないし、経営者がこういった生産性を目的とする業務改善助成金を望んでいるのか、働いても社会保険料を払わないといけない、京都の最賃審はそういったことも含め意見を挙げていただいておりますが、そういったことを含め経営者の方の意見を聞いた御論議をお願いしたいと思います。もう一つは運営の問題です。運営については述べさせていただいておりますが、例えば私は今日こういった資料をいただいておりますが、山梨とか長崎では傍聴者に資料はもらえないのです。意見陳述も広島では当然のようにやらせていただいておりますが、全国 10 以上の県では意見陳述もできません。そういう意味では広島県は最賃審の御尽力で進んでいる県だと思っています。一方で、今日 10 人以上の傍聴希望があっても 5 人しか出席できないとした傍聴制限があり、昨年までファックスで OK だった傍聴申し込みが郵送か持込みでないと受付てくれないという制限も今年から広島で出来ました。一方で鳥取県は、最低賃金は低いけれど、運営で言うとすごく開かれていて審議会・専門部会とも基本的に全面公開です。少なくとも広島県の最低賃金の傍聴ですから、希望傍聴者が全員傍聴できるよう、希望者全員が傍聴できるよう広い会場を準備いただきたい。会場が狭いというだけで人数制限を設けるのはおかしいと思っています。私は中最審の公益委員と懇談しましたが、そういったことを主張しましたら、公益委員は全員協議会でこの問題を出されて協議していると言われております。方針が出される前に、広島でも改善いただきたい。最後に女性の方から意見を出されましたが、前回傍聴した女性の方が、こういった審議会の委員数も男女同数の委員の選出も大事であると、ジェンダー平等が大事だと、言われておりましたのでそれを申し上げて終わりにします。ありがとうございました。

#### ○神部参考人

全広島教職員組合の神部と申します。資料をつけておりますのでご覧ください。日本の労働者の実質賃金は、この四半世紀にわたり大きく低迷を続けているのは皆さん

御承知のことと思います。先進国でも最低レベルになっています。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延は、過去の経済危機にも類のない甚大な影響を労働者に及ぼし、特に低所得者の多い非正規の労働者やとりわけ女性の生活を脅かしています。さらに物価高騰の影響が重なり、労働者や国民に大きな影響を及ぼしています。コロナ禍以前から健康で文化的な最低限度の生活を維持するためには、全国どこでも時給 1500 円から 1600 円必要であるといった試算が労働組合や研究者により示されています。私たちの上部機関である全国労働組合総連合が 2021 年 5 月に公表した最低生計費の試算調査によれば、全国どこでも単身者で月額 21 万から 24 万程度、月の労働時間 150 時間で計算すると時給 1500 円前後が必要ということが明らかになっています。広島県の最低賃金 899 円では 1 日 8 時間、週 40 時間働いても年収およそ 180 万程度しかならず、ワーキングプアの水準であり、憲法 25 条のすべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという理念に反していることは明らかではないでしょうか。最低賃金が低い地域では若い労働者が都市部へ流出する問題が起きています。御承知だと思いますが、広島県は都市部への流出が全国 1 位であり、大変不名誉な大きな課題になっています。この解消のため、全国一律での最低賃金が緊急の課題であると思っています。また、世界的な物価高騰の中で主要国は最低賃金を大幅に引上げており、その面で、日本は大きく後退していると言わざるを得ません。政府の骨太方針では、できる限り早期に加重平均 1000 円以上を目指すと記述されていますが、参議院選挙では自民党、公明党その他の政党が最低賃金の引上げを公約に挙げています。2020 年度は目安が示されず、2021 年度はわずか 3 % です。この程度の引上げでは、最低額の県が 1000 円を越すにはまだ数年かかります。是非、最低賃金の地域間格差をなくし、1500 円を目標に抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現し、最低賃金の大幅引上げと全国一律制度の実現を求めます。先ほどもありましたけど、最低賃金審議会の運営についても期待をしておりますので、是非よろしく願いいたします。とりわけ、審議会日程はホームページで公開されていませんよね。多くの人に知らせるという意味でもそんなに大変なことではないので是非ホームページに公開するというを前向きに考えてみていただけませんか。以上で私からの意見陳述は終わりです。どうもありがとうございました。

#### ○三井会長

はい、ただいま 4 名の方から貴重な御意見を述べて頂きました。また要請、声明、意見等の提出も多々ございましたけれども、これらの内容につきましては、今後の審議において参酌させて頂きたいと思っております。ありがとうございました。それでは続きまして、議事 (3) 「生活保護水準との乖離状況」について事務局から説明をお願い致します。

#### ○坂本賃金指導官

生活保護水準との乖離状況について御説明します。お配りしております資料 No. 4 の 14 ページからの「生活保護と最低賃金」をご覧いただきたいと思っております。最低賃金との比較に用います生活保護費は大まかに申しますと、「生活扶助費」と「住宅扶助費」



を合計したものです。生活扶助費とは、食費、被服費、光熱費等に相当するもので、定額給付でございます。住宅扶助費とは、実際の家賃に相当するもので、決められた限度額内での実額給付でございます。これらのことから、生活保護費は、家賃の増減や住宅扶助を受ける世帯数の増減を主たる要因として、毎年、変動いたします。

通し番号 17-2 ページ「最低賃金額と生活保護費の比較（令和 4 年度）」をご覧ください。これは、各都道府県別に令和元年度改定基準による生活保護費と最低賃金額との比較をしたものです。令和 3 年に改正されました広島県最低賃金との乖離額は、月額にして 24,612 円、時間額に換算しますと 173 円（1 円未満切り上げ）となり、最低賃金額が生活保護費を 1 時間あたり 173 円上回っており、最低賃金と生活保護費との乖離、逆転現象は生じていないものでございます。

○三井会長

はい、ありがとうございます。只今の事務局からの御説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

（発言なし）

○三井会長

はい。続いて議事の（4）「令和 4 年度地域別最低賃金改定の目安」につきまして、事務局から説明をお願い致します。

○石井賃金室長

例年であれば、この場で目安額の報告をさせていただいておりますが、現時点で、中央最低賃金審議会に対して、目安に関する小委員会報告がなされていない状況でございます。7 月 25 日に開催された第 4 回目安小委員会において、前回に引き続き、目安を取りまとめるべく、公労・公使で個別協議を行い、調整を進めたものの、依然として労使双方の主張の隔たりがあるということで、さらに時間を置いて議論を再開するとされておりました。そして、目安小委員会は、本日 15 時より開催し審議が行われることとなりました。

このような状況となりました今年度の目安小委員会の審議の進め方について御説明しますと、昨年度の審議会においては、異例の採決となり、その後の審議の総括においても、「労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう、最大限努力する」としたことを踏まえ、丁寧な議論を行う必要があること、例年以上に、目安額とその根拠・理由について、明確で納得できるものとして欲しいとの意見が労使から出ている状況であること」これらを踏まえ、目安額とその根拠・理由について公益委員が再度検討する時間が必要となるという考え方によるものです。

本来であれば、当審議会の場で目安額を伝達した後、その後開催される専門部会において金額改正審議を行うこととなりますが、目安額が示されていない状況でございますので、本日この後の専門部会におきましては、目安額が示されていない状況で審議を始めていただき、答申があり次第専門部会にご報告させていただくとと

もに、専門部会に所属されていない本審委員の皆様にはメールの他何らかの方法で  
 確実、かつ、迅速にご報告させていただくことを事務局として考えております。委  
 員の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、なにとぞご理解いただきますようお願い  
 いたします。

○三井会長

はい、ありがとうございました。現在の時点で目安額が示されていない中での、  
 改正審議の進め方について、事務局から説明がありましたが、皆さん、いかがでし  
 ょうか。御意見のある方はお願いします。

○三井会長

意見なしということでございます。

○石井賃金室長

ありがとうございます。では続きまして、「令和4年度賃金改定状況調査結果」  
 につきまして、私の方から御説明させていただきます。

資料番号No3通し番号3ページをご覧ください。これは今年6月に全国で実施さ  
 れ、常用労働者30人未満の民営事業所に対して行われた調査です。令和3年に対す  
 る令和4年の賃金上昇率を、産業別、目安額のランク別、男女別、一般パート別で  
 集計されております。

通し番号8ページをご覧ください。これは所謂第4表と言われているもので、①  
 男女別の賃金上昇率です。一番左の欄の「産業計」のみご紹介しますと、全体では  
 計1.5%、広島県はBランクですので、Bランクの上昇率を見ますと、男女計  
 1.3%、「男」は0.6%、「女」は1.8%と、令和3年よりもいずれも上昇しており  
 ます。

次に、次の9ページをみていただいきますと、一般労働者及びパート労働者の賃  
 金上昇率です。Bランクの一般労働者は1.4%、パート労働者は1.2%とこれもいず  
 れも上昇する結果となっております。

以上が「令和4年度賃金改定状況調査結果」でございます。

○三井会長

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局の御説明につきまして、各側か  
 ら何か意見はございますでしょうか。労側何かございますか。

○橋本委員

特にありません。

○三井会長

使側は何かございますか。

(なし)

○三井会長

今後の専門部会の審議におきましては、目安額が示されるまでは、各種賃金調査結果や広島県の経済指標を基にご審議いただき、目安額が示された段階で目安額を参考として審議をお願いしたいと思っております。

それでは、次に議事(5)「賃上げしやすい環境整備のための支援策について」に移りたいと思います。事務局から説明願います。

○石井賃金室長

はい。最低賃金の引上げに伴う環境整備のための中小企業・小規模事業者に対する支援策についてです。本日、資料No.8、「中小企業・小規模事業者に対する支援策のご案内」、また資料No.9から資料No.11、「令和4年度業務改善助成金のご案内」の他業務改善助成金の資料をお付けしてございます。賃金引き上げのための支援策の概要等についての説明は、本日、中国経済産業局産業部中小企業課から中井 靖課長補佐、また、広島労働局雇用環境均等室から塚越聖恵上席雇用環境改善・均等推進指導官において頂いておりますので、説明の時間を頂いてよろしいでしょうか。

○三井会長

はい、結構でございます。それでは、最初に中国経済産業局、次いで広島労働局の順でお願いしたいと思います。

○中井課長補佐

それでは失礼いたします。中国経済産業局の中小企業課 中井と申します。よろしくお願いたします。まず、賃上げに資する支援策のご紹介をと御依頼をいただいたのですが、私共の制度は、賃上げそのものを支援する制度ではなく、労働生産性を高めた上で、賃上げの原資を見出すための支援策とか、賃上げを行ったところの増額のところを税額控除する制度となっておりますので、それについて簡単に御説明させていただきます。資料の方は資料No.8で、38ページからとなっております。

(以下、資料に沿って51ページまで説明)

○塚越上席雇用環境改善・均等推進指導官

広島労働局雇用環境均等室の塚越と申します。助成金の支給事務を担当させていただいております。どうぞよろしくお願いたします。これから10分ほどお時間をいただきまして、業務改善助成金の概要、活用状況、活用事例についてお話していきたいと思っております。資料はNo.9、No.10、No.11となり、52ページをご覧になっていただけたらと思います。

(以下、資料に沿って55ページまで説明)

○三井会長

はい、ありがとうございます。只今のお二人の説明に対して、質問等はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(発言無し)

○三井会長

はい、ありがとうございます。今後の審議に際しましては、今御説明いただいた支援策等を踏まえながら、慎重に審議を進めていきたいと思っております。次、次第の3その他ですが事務局から何かございますでしょうか。

○毛利賃金室長補佐

それでは、今後の審議会の開催日程についてお伝えいたします。先程石井が御説明しましたとおり、目安額が示されていない状況での広島県最低賃金専門部会の審議となります。本審の開催日程の調整を凶らせていただくことになるところではございますが、事務局の案としましては、各委員のご都合等を勘案いたしますと、次回の本審は8月5日金曜日の午後1時30分からの開催ということにさせていただきますたく存じます。ただ今、事務局案と申し上げましたように、これはあくまでも現時点での予定でございます。専門部会の審議状況等によっては変更があり得ることをご承知いただきたいと思います。と存じます。

また、日程に変更がある場合は、速やかにお知らせいたします。

○三井会長

はい、ありがとうございます。それでは、次回の本審は8月5日金曜日の午後1時30分からの開催とさせていただきます。但し、状況は流動的でございます。事務局の御説明にもございましたように、今後の専門部会の審議状況次第では日程がずれることもありますので、各委員におかれましては、この点、あらかじめご承知おき願いたいと思っております。事務局は準備の方よろしく願います。

○毛利賃金室長補佐

はい、承知いたしました。次回本審の会場は、この2号館6階7号会議室を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

○三井会長

はい、それでは次回の審議会は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、非公開とさせていただきます。と思っております。

その他、全体を通しまして、御意見・御質問等何かございませんか。事務局、何かございませんか。

○石井賃金室長  
ございません。

○三井会長

はい、それでは、これもちまして第 542 回広島地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。どうも暑い最中、お忙しいところ皆様御出席いただきありがとうございます。御苦勞様でした。